

入管施設における新型コロナウイルス感染症対策 マニュアル【第6版】における主な改訂点

令和4年6月30日に標記マニュアル【第6版】を策定しました。
【第5版】からの主な改訂点は以下のとおりです。

- 目的に、今後、新たな変異種が出現する可能性を想定しつつも、ポストコロナの時代において出入国在留管理行政と感染対策を両立していく必要があることを追記し、この観点から、当庁における感染防止対策及び感染者発生時に講じる所要の措置等を改訂。
- 政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針で示されたマスク着用の考え方にに基づき、当庁におけるマスクの取扱いを改訂。
- 本マニュアルの運用に当たり、社会における感染状況、政府の方針、都道府県からの要請等を踏まえ、マニュアルに基づく対策の強化又は緩和を柔軟に行うことを追記。
- 収容施設において被収容者に感染が疑われる者又は感染者が発生した場合の措置等について、政府の方針を踏まえた機動的な対応ができるよう所要の規定を改訂。